

促進するための方策について、行政、社会福祉事業等の経営者、養成施設等及び職能団体のそれぞれが、積極的な役割を担っていくことが求められている。

- 行政においては、社会福祉士制度について国民の理解を深めるような取組を行っていくほか、福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直し等について検討していくべきである。
具体的には、
 - ・ 福祉行政における任用を推進するため、児童福祉司の場合と同様に、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける方向で検討するべきである。
 - ・ また、福祉の現場における任用を推進するため、福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件についても、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの質の向上やサービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際には、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。
- 社会福祉事業等の経営者においては、実践力の高い社会福祉士の養成に係る実習施設としての取組に加え、社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップのための研修機会の確保など、積極的な支援を行っていくべきである。
- 養成施設等においては、先に述べたような実践力の高い社会福祉士の養成に取り組んでいくべきである。
- 職能団体においては、
 - ・ 社会福祉士が行っている福祉に関する相談援助の活動を広く国民に積極的に広報し、社会福祉士の活動に係る社会的認知を高める
 - ・ 実際の福祉現場における社会福祉士による様々な実践の事例を集積し、分析・評価を行うとともに、これを福祉現場にフィードバックしていくことで、社会福祉士の活動のレベルアップを図る
 - ・ 実際の福祉現場において活動している社会福祉士に対して、それらの活動を行っていく上で必要となる専門的な支援、助言、指導等（コンサルテーション）を行う

- ・ 社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援していくため、資格取得後の体系的な研修制度の一層の充実を図るとともに、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討を行う
- といった取組を進めていくべきである。

第3 終わりに

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度については、1988年（昭和63年）の制度施行の後18年間、抜本的な見直しは行われてこなかったが、その間に、介護や社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。
- 時代の要請に早急に対応するためにも、厚生労働省においては、本意見書を踏まえ、介護福祉士及び社会福祉士の養成の在り方を中心として、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の見直しに早急に取り組んでいくべきである。
- 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得体系については、まずは今回の改革を着実に実施していくことが重要であるが、さらに、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる見直しについて検討を行っていくことが考えられる。
- その際には、福祉サービスが、措置制度による「提供者本位」の仕組みから、契約に基づく「消費者本位」の仕組みへと転換が図られていることを踏まえつつ、消費者の視点から検証を行っていくことが求められる。
具体的には、利用者やその家族の視点からみて高い満足やQOL、安全が実現されているかについての評価を踏まえつつ、それが資格取得体系にきちんと反映されているかどうかという観点から検証を行っていくことも必要である。

社会保障審議会福祉部会名簿

氏 名	役 職
◎ 石原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役
○ 石橋 真二	社団法人日本介護福祉士会会长
井部 俊子	聖路加看護大学学長
◎ 岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
○ 江草 安彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会长 (社会福祉法人旭川荘理事長)
○ 小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
○ 京極 高宣	国立社会保障・人口問題研究所所長
○ 鴻江 圭子	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
木間 昭子	国民生活センター相談調査部調査室長
駒村 康平	東洋大学経済学部教授
白澤 政和	社団法人日本社会福祉士養成校協会会长 (大阪市立大学大学院教授)
高岡 國士	全国社会福祉施設経営者協議会会长 (社会福祉法人成光苑理事長)
鶴直明	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会 医療改革部会委員
中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
福田 富一	栃木県知事
堀田 力	財団法人さわやか福祉財団理事長
村尾 俊明	社団法人日本社会福祉士会会长
森貞述	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)

(五十音順・敬称略)

注) ◎は部会長、○は部会長代理

社会保障審議会福祉部会開催経過

【平成18年 9月20日】

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の現状や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書について報告を受けた後、自由討議。

【平成18年10月25日】

- 自由討議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に係る論点に沿って審議。

【平成18年11月20日】

- これまでの審議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度に係る見直しの方向性に沿って審議。

【平成18年12月 4日】

- 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）」に沿って審議。

介護福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

1987年(昭和62年)3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において1987年(昭和62年)5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

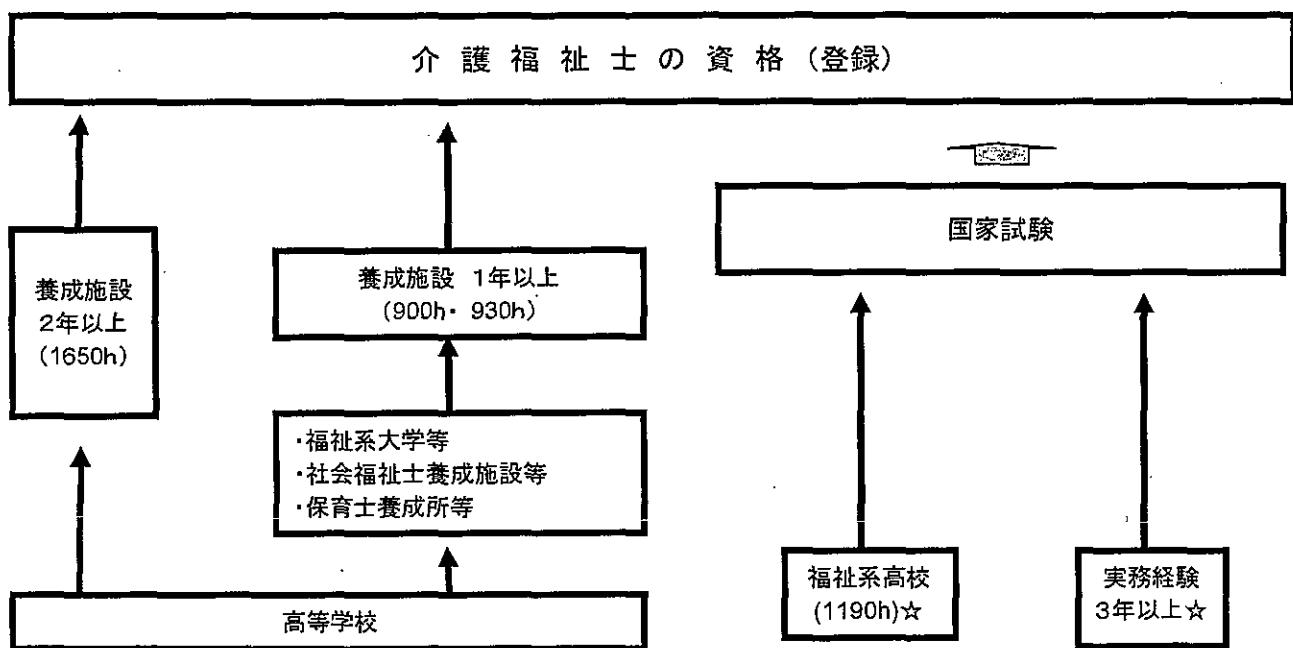
介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

①養成施設ルート：厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在409校487課程、入学定員27,105人)

②実務経験ルート：3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

③福祉系高校ルート：福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
(2005年度(平成17年度)187校)



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

4 介護福祉士国家試験の概要

○形態

- ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））
- ・筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。
なお、実技試験について、介護技術講習（介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を2005年度（平成17年度）から導入。
2005年度（平成17年度）介護技術講習修了者：約3.5万人

○試験の実施状況（2006年（平成18年）実施の第18回試験結果）

受験者数	約13.0万人、	合格者数	約6.1万人（合格率約47%）
うち、実務経験	約12.1万人、	うち、実務経験	約5.6万人（合格率約46%）
福祉系高校	約0.9万人、	福祉系高校	約0.5万人（合格率約55%）

5 介護福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計）

うち、養成施設ルート	約20.6万人（約37%）
実務経験ルート、福祉系高校ルート	約34.2万人（約63%）
（2006年（平成18年）10月末現在）	

○2006年度（平成18年度）資格取得者数

うち、養成施設ルート	約2.0万人（約25%）
実務経験ルート	約5.6万人（約70%）
福祉系高校ルート	約0.5万人（約5%）

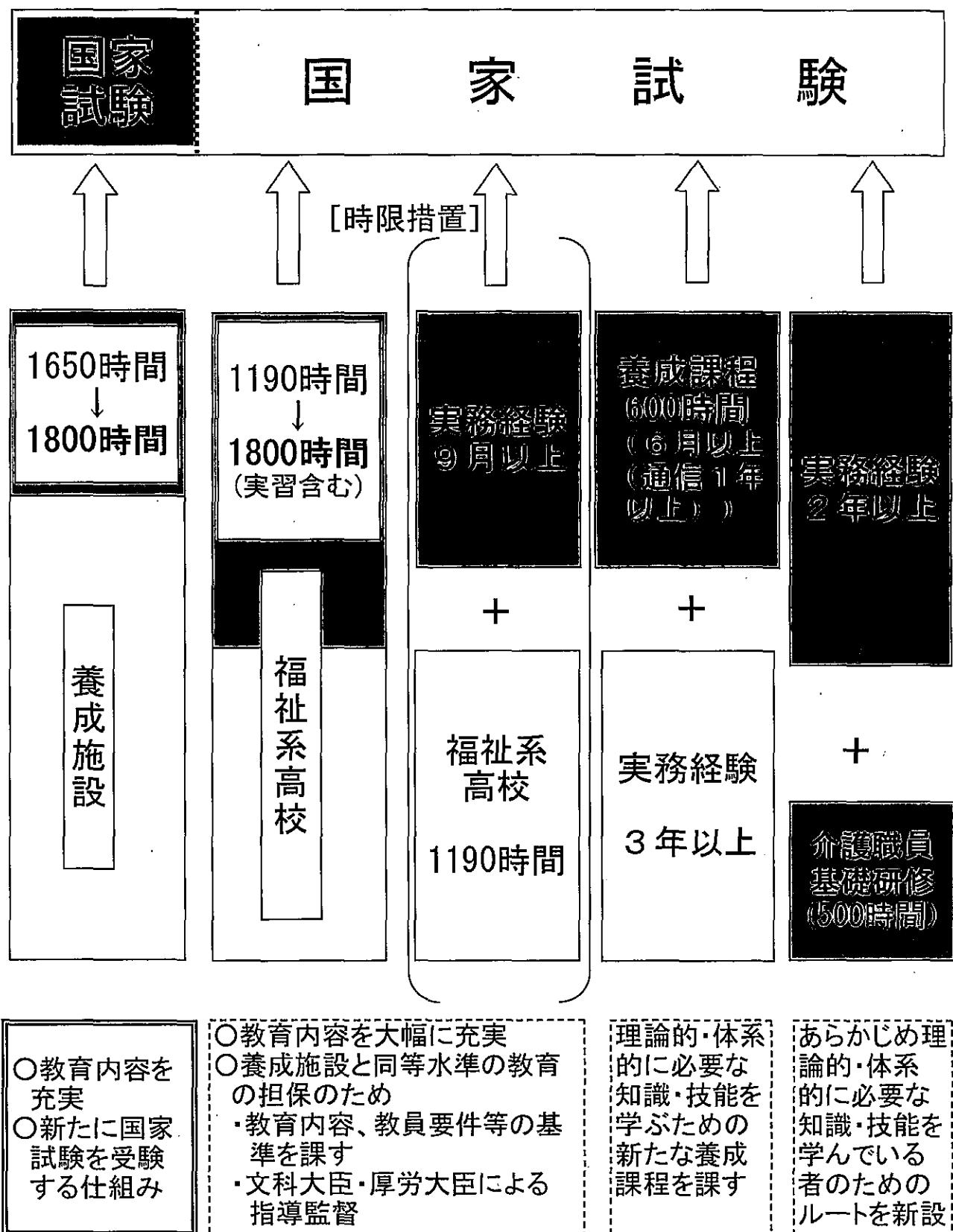
6 介護福祉士の任用・活用状況

○介護保険事業での介護職員に占める介護福祉士の割合

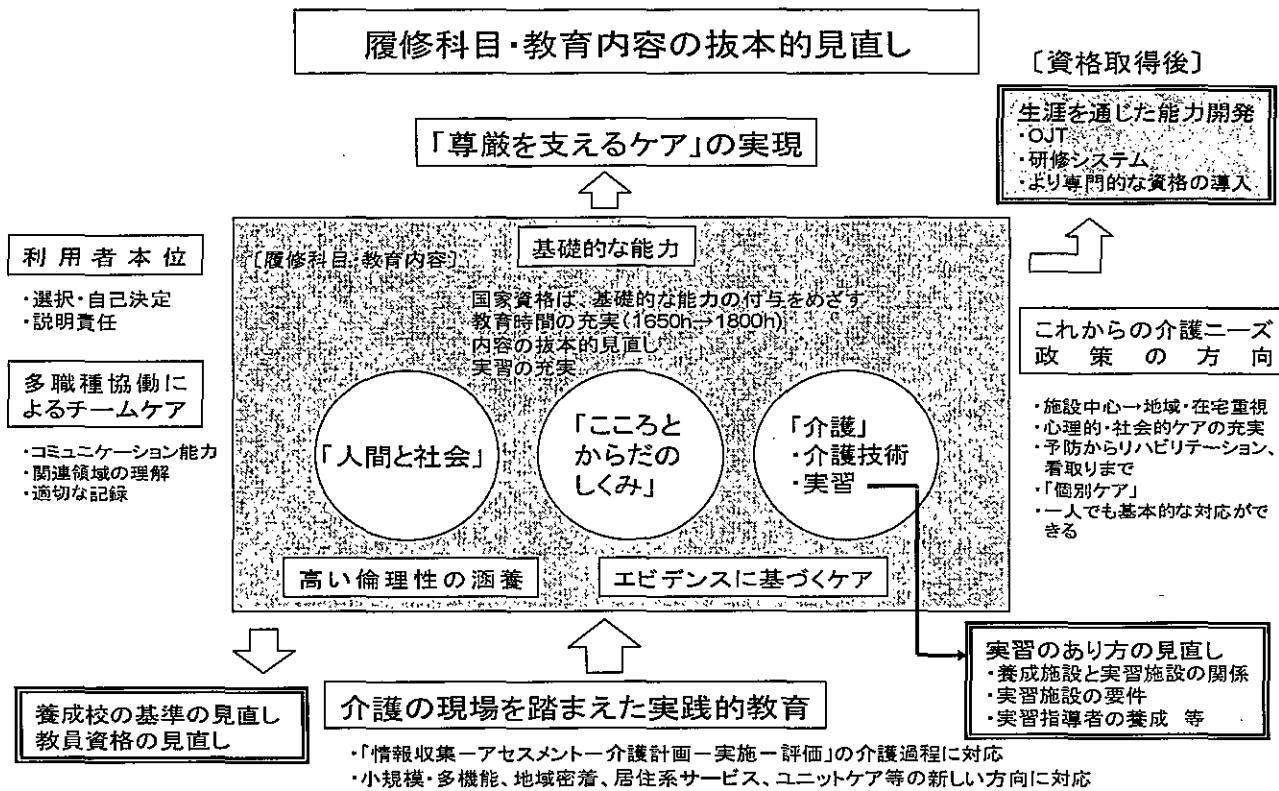
- ・施設サービス 約4割
- ・在宅サービス 約2割

○介護保険事業以外での介護職員に占める介護福祉士の割合 約24%

介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像



介護福祉士の教育カリキュラムの見直し



[参考] 作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案

新) 2年実習課程		1,600	新) 球技系大学・社会 福祉士養成施設等		1,080	新) 介護士養成施設等		1,155	新) 未実習課程6ヶ月		600	(参考) 介護職員基礎研修		500	
必修科目	時間数	必修科目	時間数	必修科目	時間数	必修科目	時間数	必修科目	時間数	必修科目	時間数	必修科目	時間数	必修科目	時間数
人間の尊厳と自立	30以上	人間の尊厳と自立	15	人間の尊厳と自立	15	人間の尊厳と自立	15	人間の尊厳と自立	15	人間の尊厳と自立	15	人間の尊厳と自立	30	生活支援の実践と介護における 基礎の理解	30
人間と社会	30以上	人間と社会	15	人間と社会	15	人間と社会	15	人間と社会	15	人間と社会	15	人間と社会	30	老人、障害者等が活用する制度及び サービスの理解	30
小計	60以上	小計	30	小計	30	小計	30	小計	30	小計	60	小計	60	介護職員の倫理と職能	30
生活と福祉	15以上	生活と福祉	15	生活と福祉	15	生活と福祉	15	生活と福祉	15	生活と福祉	15	生活と福祉	30	介護におけるコミュニケーションと 介護の技術	30
社会保険制度概論	15以上	社会保険制度概論	15	社会保険制度概論	15	社会保険制度概論	15	社会保険制度概論	15	社会保険制度概論	15	社会保険制度概論	30	介護実践に応じる看所見	30
介護実践制度と障害者自立支援制度	15以上	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	30	介護実践	120	生活支援のためのアセスメント計画	30
介護実践制度と障害者自立支援制度	15以上	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	15	介護実践制度と障害者自立支援制度	30	小計	210	介護支援	140
小計	60以上	小計	30	小計	30	小計	30	小計	30	小計	60	小計	60	小計	140
※上記必修科目ほか、選択科目														認知症の理解	30
介護概論	120	介護概論	90	介護概論	120	介護概論	90	介護概論	120	介護概論	90	介護概論	120	認知症の理解	30
コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	認知症の理解	30
生活援助技術	200	生活援助技術	200	生活援助技術	300	生活援助技術	300	生活援助技術	300	生活援助技術	90	生活援助技術	30	認知症の理解	30
介護過程	150	介護過程	60	介護過程	60	介護過程	60	介護過程	60	介護過程	120	介護過程	120	認知症の理解	30
介護総合演習	120	介護総合演習	90	介護総合演習	60	介護総合演習	60	介護総合演習	60	介護実習	360	介護実習	360	認知症の理解	30
実習	450	実習	360	実習	360	実習	360	実習	360	実習	210	実習	210	認知症の理解	30
小計	1260	小計	930	小計	630	小計	630	小計	630	小計	330	小計	330	認知症の理解	30
癡迷と老化の理解	60	癡迷と老化の理解	30	癡迷と老化の理解	60	癡迷と老化の理解	60	癡迷と老化の理解	60	癡迷と老化の理解	30	癡迷と老化の理解	30	認知症の理解	30
認知症の理解	60	認知症の理解	30	認知症の理解	60	認知症の理解	60	認知症の理解	60	認知症の理解	30	認知症の理解	30	認知症の理解	30
障害の理解	60	障害の理解	30	障害の理解	60	障害の理解	60	障害の理解	60	障害の理解	30	障害の理解	30	認知症の理解	30
こことからだのしくみ	120	こことからだのしくみ	60	こことからだのしくみ	60	こことからだのしくみ	60	こことからだのしくみ	60	こことからだのしくみ	120	こことからだのしくみ	120	医療及び看護を提供する者の理解	30
小計	300	小計	150	小計	150	小計	150	小計	150	小計	210	小計	210	医療及び看護を提供する者の理解	30
合計	1800	合計	1080	合計	1155	合計	1155	合計	1155	合計	590	合計	590	医療及び看護を提供する者の理解	30
← 球技系大学・社会福祉士養成施設等受講ルート														→ 実務経験ルート	

社会福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

1987年（昭和62年）3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において1987年（昭和62年）5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」をいう。

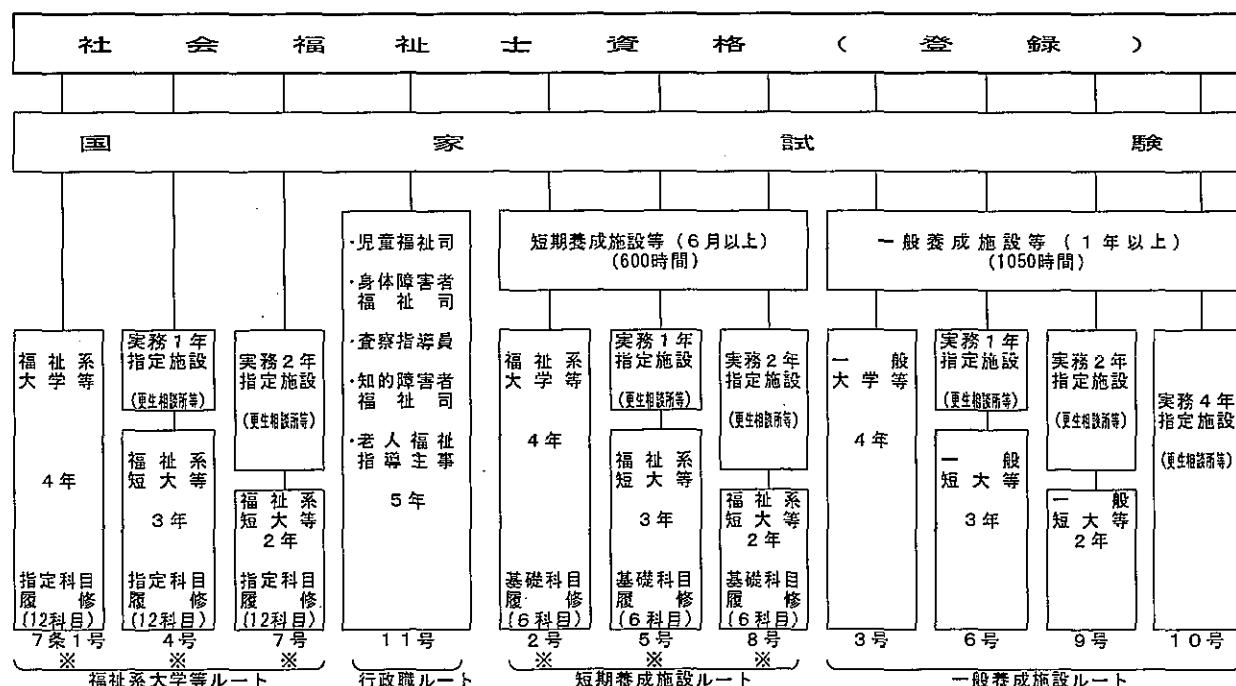
3 資格取得方法

①福祉系大学等ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)5月現在263校)

②一般養成施設ルート：一般大学等を卒業等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在44校56課程、入学定員8,676人)

③短期養成施設ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在1校1課程、入学定員200人)

④行政職ルート：児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート



* 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

4 社会福祉士国家試験の概要

○形 態

年1回の筆記試験（1月の下旬に実施）

○試験の実施状況（2005年度（平成17年度）実施の第18回試験結果）

受験者数	約4.4万人、 合格者数 約1.2万人（合格率約28%）
うち、福祉系大学等ルート	約3.3万人、 うち、福祉系大学等ルート 約0.8万人 (合格率約24%)
一般養成施設ルート	約1.1万人、 一般養成施設ルート 約0.4万人 (合格率約40%)
短期養成施設ルート	0人、 短期養成施設ルート 0人 (合格率 0%)
行政職ルート	83人、 行政職ルート 43人 (合格率約52%)

5 社会福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計） 約8.3万人（2006年（平成18年）10月末現在）

○2006年度（平成18年度）資格取得者数 約1.2万人

うち、福祉系大学等ルート	約0.8万人（約65%）
一般養成施設等ルート	約0.4万人（約35%）
短期養成施設ルート	0人（ 0%）
行政職ルート	43人（約 0%）

6 社会福祉士の任用・活用の状況

○介護保険事業での生活相談員等に占める社会福祉士の割合

- ・施設サービス 約28%
- ・在宅サービス 約15%

○社会福祉施設等での生活相談員等に占める社会福祉士の割合 約6%

○福祉事務所職員の職員に占める社会福祉士の割合

査察指導員や生活保護現業担当員で約3%

社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像

